

## はしがき

2019年5月23日は、ドイツ基本法（憲法）施行70周年の日である。周知のように、ドイツ基本法は、東西ドイツ統一以降まさに全ドイツの憲法としてその輝きを失っていない。ドイツでは、これまで基本法改正が戦後63回行なわれている。改正手続は、両院の議員の3分の2以上の賛成が必要であるので硬性憲法である。しかし、この回数は相当なものである。この点を強調して、日本は「憲法改正」を積極的にすべきであり、そのために国会の改正要件を緩和すべきであるという主張も一部ではなされていた。しかし、ドイツでは、憲法の基本原則や本質的な価値の改正は禁止されており、基本的には統一に伴う改正やEUとの関係で改正するものなどの法技術的な改正が非常に多い。本書は、日本国憲法が定めている基本原則の優れた価値を高く評価し改正すべき点は現行の改正手続に基づいて改正すべきであるという立場を採る。護憲論とは、本来このような立場であると考えている。

本書では、「法および憲法についての知識を身につけそれを自己の権利・自由および他者の権利・自由を実現するために行使し、主権者である国民・市民として司法・立法・行政へ参画できる能力」を身につけることを目的としている。

本書の構成は、現行憲法をしっかりと学び社会常識としての憲法・法律の知識を身につけていくことを目指す内容である。そのため、憲法のみならず、民法、刑法という基本的な法律や教育法や労働法に属する法律などさまざまな法律を学んでいける内容としている。各章では、それぞれの章ごとにキーワードを掲げている。また、図を多く用いてビジュアルな面からもテーマにアプローチしている。そのことによって、できるだけ読みやすい書物を目指すことを意図している。本書の目的および意図が、成功したのかどうかは読者の皆さんの判断に委ねさせていただきたい。21世紀が、平和で人権が保障される社会に一步でも近づける時代になることを心から願っている。その願いが実現さ

れることに、本書が少しでも役立つことができるなら幸いである。なお、本書は、『リーガル・リテラシー憲法教育〔第2版〕』を加筆修正したものである。

出版状況が厳しいなかで、法律文化社から本書を刊行できたことは大変うれしい限りである。編集部の小西英央さんには編集で大変お世話になった。ここに記して、感謝とお礼を申し上げる次第である。なお、大学院の恩師であらせられる大阪大学名誉教授高田敏先生には、ご高齢になられても研究活動を続けられておられる姿にはただ感服するばかりである。不肖の弟子であるが、この場を借りて先生のますますのご健勝をお祈りしたい。また、学部時代の「憲法ゼミ」で小林直樹著『現代基本権の展開』（有斐閣、1976年）を用いて熱く議論した友人たちにも心から感謝したい。

2019年11月9日

ベルリンの壁崩壊から30周年の日に奈良にて

浅川 千尋